

# 答 申 書

「一般廃棄物収集にかかる指定袋の導入について」

平成15年10月

浦安市廃棄物減量等推進審議会

## 1 はじめに

地球環境問題は、温暖化・砂漠化の進行、森林の破壊、オゾンホール  
の拡大、環境ホルモンによる汚染等、益々その深刻さを増して  
います。

こうした中、環境の保全と秩序ある開発の両立を目指した取組み  
は、20世紀の後半に入り、ようやく地球規模の広がりを見せ始め  
たものの、地球温暖化防止の京都議定書が未だ正式発効しない姿に  
象徴されるとおり、その前途はまだまだ多難と言わざるを得ない状  
況であります。

一方、わが国においても、国際協調と自国の持続的発展を遂げて  
いくために、環境制約・資源制約の克服が大きな課題となっており、  
大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから脱却し、循環  
型社会経済システムを構築していくことが急務となっています。

こうした循環型社会の構築を目指して、わが国においては、93年  
に制定された「環境基本法」を始めとする、さまざまな法整備がな  
されてきました。とりわけ廃棄物対策関連の法制度においては、処  
理だけでなく、リサイクルの推進を目的にしたものへと変わってき  
ており、そうした趣旨での廃棄物処理法の再改正、容器包装リサイ

クル法・家電リサイクル法・建設廃材リサイクル法・食品廃棄物リサイクル法など、まさに環境に配慮した資源循環型社会構築のための基盤整備が進められてきたところです。

しかしながら、環境問題に対する地球規模での取組みにしても、わが国における法整備にしても、その実効性を担保するものは、私たち一人ひとりの確かな課題認識とたゆまぬ努力の積み重ねがあつてのことにほかなりません。

地球環境に深くかかわる廃棄物問題は、私たちの最も身近で、日々の生活に密着している問題であります。特に、家庭系一般廃棄物の処理や事業系一般廃棄物の適正処理に関する指導・監督等は国や県ではなく市町村がその責務を担っています。

本市においても、昭和 39 年より開始された海面埋立や営団地下鉄東西線、JR 京葉線の開通による急速な都市化と人口増加が進む中、それに伴い大量消費・廃棄による廃棄物の排出が急増しました。

さらに最終処分場を持たず、焼却場も老朽化していたことから、平成 3 年度より全市をあげて市民意識の向上と廃棄物の減量・リサイクル推進の協力を求める「ビーンズ計画」をスタートさせました。

「ビーンズ計画」では、廃棄物の減量・リサイクルを促進するた

めに「気持ちの参加」「できることへの参加」「システムづくりへの参加」「システム運用への参加」等の4つの段階的な参加システムを構築し現在まで

びん・缶・ペットボトルの分別収集

古着・古布・廃食油・牛乳パック・不用はがき・使用済みプリ

ペイドカードの拠点回収

生ごみ処理容器等の購入費補助金制度の制定及び拡充

ビーナスマーケット（フリーマーケット）の開催

多量排出事業者の指定・指導

廃棄物減量等推進員（ビーナス推進員）制度の発足

集団資源回収事業補助金制度の拡充

ビーナスニュース等による情報提供

などの活動を実践しています。

また、本市の廃棄物処理体制も平成7年にクリーンセンター、そして、平成11年にはリサイクル推進の活動拠点となるビーナスプラザを併設した再資源化施設をオープンさせ、家庭系廃棄物の分別も「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」「資源ごみ（紙類・びん・缶・ペットボトル）」という5分別8種類に設定し廃棄

物の減量・リサイクルを推進してきました。

しかしながら、多少の変動はあっても新たな開発などにより依然として人口は伸びを示している現状を考えると、これまでの実践を踏まえ廃棄物減量・リサイクルをさらに徹底して進めていく必要を強く感じます。

そして、そのためには市民、事業者、行政の三者が一体となりながら、それぞれの役割を果たし、地域主体の取り組みとして展開していくことが何より大切だと考えます。

## 2 指定袋の導入について

このたび本審議会では、平成 14 年 7 月 16 日付け浦ご第 77 号で浦安市長より「一般廃棄物収集にかかる指定袋の導入方法について」の諮問を受けました。

この諮問事項は、廃棄物処理という最も基幹的な行政サービスに関わる問題であり、市民生活に直接的な影響を与えるものであることに鑑み、その審議にあたっては、指定ごみ袋制度導入の先進地視察を実施したほか、10 回に及ぶ会議を開催し慎重に議論を重ねてきました。

その結果、家庭系一般廃棄物に関して指定袋の導入は、廃棄物排出量の一層の削減、分別排出の徹底による再資源化の推進、収集作業の安全性の確保及び廃棄物減量に対する市民意識の高揚等に資するものと認め、導入することが適当と判断しました。

指定袋の導入に際しての手数料の扱いについては、それを賦課することで、より大きな廃棄物の減量効果が期待されるものではありませんが、長引く景気低迷の社会情勢から、市民の経済的負担への配慮が優先されるべきものと考え、手数料の賦課は行わないこととし、袋の製造原価のみを市民負担とすることが妥当と判断します。

また指定袋の導入に際しては、廃棄物の再資源化をより一層推進するため、平成9年に施行された容器包装リサイクル法の対象となった品目中で、未だ分別収集を行っていない「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」も併せて分別収集する必要があると考えます。

更に、平成8年11月29日に本審議会においては、事業系一般廃棄物に関する指定袋導入の検討を提言しています。

事業系一般廃棄物については事業者の自己処理が原則であり、処理費用を負担した上、自らクリーンセンターへ搬入するか、又は市の許可業者に収集運搬を委託する必要があります。しかしながら、一日当りの排出量が比較的少ない小規模な事業者など（以下「小口排出事業者」という。）の中には、その排出量の少なさや処理費用の負担を嫌うなどの理由から家庭系一般廃棄物の収集場所に不適正な排出をしている者が見受けられます。このような小口排出事業者に対しては、事前に処理費及び収集運搬費相応の費用を負担させた上で、家庭系一般廃棄物と同様に市が収集を行い、適正処理を促していくことが望ましいと考えます。

なお、導入に当たりの具体的事項はつぎのとおりです。

## 指定ごみ袋制度導入の具体的事項

### 1. 導入方式

#### 【家庭系一般廃棄物】

##### 認定方式

(基準に適合する袋を認定し、市場流通を自由とする方式)

#### 【事業系一般廃棄物(小口排出事業者)】

##### 処理料金上乗せ方式

(市が指定する袋の価格に処理費及び収集運搬費相当分の費用を上乗せする方式)

なお、小口排出事業者以外の事業者については従来どおり自己処理とします。

### 2. 袋の種類及び容量

家庭系一般廃棄物については、その排出方法を明確にするため、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の4種類の指定袋とし、種類を明確

に区分するために色を変えるなどの対応を図ることが適当である  
と考えます。

また、袋の容量については本市の世帯構成割合や排出量及び排  
出方法並びに収集回数を考慮して適正な容量を決めていただくよ  
う要望します。

### 3．材質

指定袋の材質としては、クリーンセンターの処理設備等に与え  
る影響を考慮するとともに環境に優しい材料を使用した製品とす  
ることが適当であると考えます。

また、収集作業の効率化と安全性を確保するため、廃棄物の内  
容が容易に判別可能となるよう透明又は半透明とするほか、廃棄  
物の形状や重量そして近年問題となっているカラスや犬猫による  
廃棄物の散乱防止対策についても十分に考慮し、破損しづらい材  
質とする等考慮してください。

### 4．排出者名の記入

家庭系一般廃棄物に関してはプライバシーの保護等の観点から

排出者名の記入は不用と判断します。

ただし、小口排出事業者に関しては排出者責任を明確にするため、各事業所名を記入することが望ましいと考えます。

## 5．導入時期

指定袋の導入時期については、クリーンセンター内で「その他プラスチック製容器包装ごみ」の処理設備が整う時期（平成 17 年度）を待ち、原則的には「可燃ごみ」「不燃ごみ」「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の 4 種類の袋を同時に導入することが望ましいと考えます。

しかしながら、上記 4 種類の内「その他紙製容器包装ごみ」については、その対象となる品目に識別表示だけで判別できないものを多く含んでいることや現在既に実施している紙類の分別収集との区分けなど、分別の当事者となる市民の混乱が危惧されるところです。このため、これら分別排出時における問題点を十分整理・検証した上で導入されることを望みます。

## 6．実施にあたり考慮すべき事項

- ・ 指定袋の導入にあたり、市民及び事業者の理解と協力は必要不可欠であることから、指定袋制度の周知徹底を十分考慮してください。
- ・ 指定袋が容易に入手可能となる販売体制を確保し、市民に混乱を招くことのないよう配慮をしてください。
- ・ 社会的弱者に対し十分な配慮をしてください。
- ・ カラス、犬、猫等による廃棄物の散乱防止策について検討をしてください。
- ・ 指定袋には、本市の廃棄物の分別内容や排出方法等を明記し、市民に対する正しい廃棄物の分け方・出し方の周知啓発が図られるよう配慮をしてください。
- ・ クリーンセンターに直接持ち込まれる家庭系の廃棄物についても、分別排出の趣旨に照らし、指定袋を使用するよう周知徹底を図ってください。
- ・ 「その他紙製容器包装ごみ」については、現行法（容器包装リサイクル法）上、分別すべき対象品目の規定に曖昧さやわかりづらさを感じます。このため、導入に当たっては、市民にとってよりわかりやすい対象品目の整理を行うと共に、国

等に対しても所要の見直しの働きかけ等を要望します。